

## 福島大学における育児・介護休業法に基づく情報公表

### ●男性労働者の育児休業等と育児目的休暇の取得割合

|     | R3   | R4  | R5   | R6  | R7  |
|-----|------|-----|------|-----|-----|
| 取得率 | 100% | 92% | 120% | 50% | 50% |

#### 【補足説明】

令和6年度の取得率低下の要因は、母数となる「配偶者が出産した男性労働者」が少ないことにより、1人の休業、休暇の取得が割合に大きく影響を与えたものであり、令和6年度以前の4年でみれば、ほとんどの対象者が育児休業、育児目的休暇のいずれか又はその両方を取得している。

令和7年度は、通常の労働時間制の職員は育児休業、育児目的休暇を取得しているが、裁量労働制や変形労働制の職員の多くは比較的柔軟な働き方が可能なことから休業、休暇を取得しておらず、取得率が50%にとどまった。

### ●女性労働者の育児休業の取得割合

|     | R3   | R4   | R5  | R6   | R7   |
|-----|------|------|-----|------|------|
| 取得率 | 100% | 125% | 75% | 100% | 100% |

#### ※取得率 100%を超える年度について

当該年度中に本人もしくは配偶者が出産したが、育児休業の開始日が翌年度になった場合、育児休業取得率計算では翌年度に含めるため100%を超えることがある。